

令和7年9月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和7年9月10日（水）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール2

農業委員数19名

出席者17名

1 番 山崎 清弘 2 番 田中 輝勇 3 番 鈴木 一弘 4 番 中嶋 正行
5 番 福嶋 隆 6 番 更井 寛司 7 番 谷本 喜久 8 番 谷口 浩司
9 番 坂本 隆英 10 番 瀧川 裕司 11 番 岡 潔 13 番 上森 力
14 番 山本 敏夫 15 番 高田 幸安 16 番 川井 洋之 17 番 長嶺 博司
19 番 峯園 五郎

欠席者 12 番 玉置 伸 18 番 松本 平男

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 主事 小出真衣 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 3 番 鈴木 一弘 19 番 峯園 五郎

議長 長 皆さん、こんにちは、先日の台風15号は、和歌山県に再上陸したんですが、我々の地域では風はそれほどでもなく、前線の影響で適度な雨が降ってくれたということで、大変運が良かったとしか言えません。静岡県などでは、突風が吹いて電柱が倒れたり、野菜とかの苗を育てているビニールハウスが、三十数棟グニャグニャになって曲がっておるのをテレビで見ました。それから、停電がかなりの地域で長く続いていたようです。この暑い時期に電気が止まるということは、普通は水道の蛇口をひねったら飲み水が出てくるし、コンセントを差せば電化製品が動くのでいいんですけど、一旦、そういうライフラインが止ると、大変なことになるということで、特に、エアコンが使えないということは、高齢者や乳幼児、それから病気の方は大変だと思います。気象庁は、今年の6月から8月の日本の平均気温というのが、ここ30年の平均値を2.36度上回ったということを発表しました。2.36度、平均でというので、上げ下げあると思うんですけど、このような状態が、今後、暑い夏がずっと続くだろうと、ある学者が言われておりました。今後、何年も暑い夏が続けば、農作物はきちんと育つか心配に思います。もちろん農作物だけでなく、我々人間も、暑い時期に外でいろいろな仕事をせねばならぬので、大変厳しい状況におかれてくるんじゃないかと思います。この先段々と、暑い期間が長くなって、秋、冬にずれ込んでいって、日本の素晴らしい四季というのが、薄れてくるという事態になるんじゃないかと危惧しております。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定の申し出がありますので、併せて事務局から説明をお願いします。

農振課 近藤 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 094㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年7月22日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3, 437㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年7月24日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、376㎡、貸人

は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年8月7日です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 382㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年7月24日です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 284㎡、他1筆、合計5, 714. 59㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和7年8月18日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 525㎡、他2筆、合計2, 796㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の大豆、花き、期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、435㎡、他1筆、合計716㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10, 000円、口座払い、期間は令和7年11月1日から令和17年10月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2, 697㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10, 000円、口座払い、期間は令和7年11月1日から令和17年10月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 382㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 529㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、323㎡、他16筆、合計19, 000. 05㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間90, 000円、口座払い、期間は令和7年11月1日から令和22年10月31日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、376㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の牧草、期間は令和7年11月1日から令和17年10月31日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、514㎡、他4筆、合計2, 209㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 439㎡、他1筆、合計2, 068㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、307㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和7年11月1日から令和18年10月31日の新規です。以上10件につきまして、計画書を審査いたしましたところ、特に問題はございません。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

議

長

はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問

議 長 ございませんか。
 (なしの声)
 議 長 はい、ないようですので報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1 番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。公社を通した案件です。異議ございません。
 議 長 はい、2 番、3 番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2、3 年前に就農した〇〇君が借りるということで、異議ございません。
 議 長 はい、4 番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは自分の畑を改植して、また新たに農地を借りて頑張りたいということです。異議ございません。5 番は更新でありますので異議ございません。6 番については、貸人の〇〇さんと借人の〇〇さんは、〇〇さんの先代からの付き合いがあり、利用権の設定もありますので、異議ございません。7 番についても異議ございません。
 議 長 はい、8 番、9 番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。
 議 長 はい、10 番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。特に異議ございません。
 議 長 はい、以上10 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
 委員 全員 異議なし。
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。近藤君、ありがとうございました。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、12 番玉置伸委員さん、18 番松本平男委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、3 番鈴木一弘委員さん、19 番峯園五郎委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1 号農地法第3 条申請について、議案第2 号農地法第4 条申請について、議案第3 号農地法第5 条申請について、議案第4 号農地等売渡あっせん申出について、報告第1 号農地等売渡あっせん成立について、を上程させていただきます。それでは議案第1 号農地法第3 条申請について、事務局の説明をお願いします。
 小出 主事 1 ページをお願いします。議案第1 号農地法第3 条申請を説明させていただきます。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,046 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分2 分の1)、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇(持分2 分の1)、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は27 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,056 m²、他32 筆、合計44,039.33 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は509 m²、他2 筆、合計2,342 m²、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は

		〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は211㎡、他1筆、合計452㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は372㎡、他3筆、合計1,081㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は280㎡、他1筆、合計375㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は251㎡、他1筆、合計302㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は158㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上9件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。贈与です。問題ないと思います。異議ございません。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇さんの農地に隣接して、〇〇さんの農地、梅の木が一本あったんですけども、〇〇さんを買ってもらおうということです。異議ございません。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。後継者への贈与ということで異議ございません。4番についても異議ございません。
議	長	はい、5番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇〇〇からここに住みたいということで来ています。営農計画もございますし、異議ありません。
議	長	はい、6番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ございません。
議	長	はい、7番から9番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。異議ありません。
議	長	はい、以上9件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	6ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は443㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は梅干場443㎡、着工日、工事期間は許可日より1ヶ月以内、農用地の内外は令和7年6月26日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地

		についてですが、地目が登記が畑、現況が雑種地となっております。実際ここは梅干場として利用されておりました、そのことについて、経過書が添付されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。申請地は、申請人の父〇〇〇〇が昭和25年6月13日に相続で取得し、平成2年頃に父〇〇〇〇が梅干場として利用するためにビニールハウスの設置を行いました。平成29年4月4日に父が死亡し、妻の〇〇〇〇が相続をした後に、申請人が令和2年2月3日に相続しました。ビニールハウスの骨組みについては、令和2年頃からそのままの状態ビニール部分についてのみ2回から3回新調してきました。それ以来、申請人も梅干場として現在まで利用しております。今般、土地売却の手続きを進めていく中で、はじめて無許可転用だということを知りました。私は、農業経営の一環だとの認識でいたため、農地法違反であるという認識は全くなく、このことについては、誠に申し訳なく思っており、今後、このようなことがないように厳重に注意致しますので、今回だけは何卒寛大なるご配慮をお願い申し上げます。とのことです。この土地は道路、住宅地、山林に囲まれた小集団の農地の1つであるため、第2種農地です。以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第6項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。9月の8日に、〇〇委員さん、事務局と共に現地調査を行いました。1番について報告します。申請場所は、〇〇〇〇より東へ約700m、現況は雑種地です。経過は事務局が読み上げたとおりです。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地、西側が市道、南側が畑、同意あり。北側が宅地となっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由は、申請人は相続により取得しましたが、相続以前より梅干場として利用しており、この度、改めて梅干場用地として転用するものです。転用内容は梅干場、切土、盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透とするということで、特に問題はないと思われます。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんにご説明いただいたとおりです。異議ございません。
議	長	はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは、そのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平	係長	7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は268㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目

的及び規模は駐車場、268㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和7年6月26日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地についてですが、現在、駐車場のようになり、始末書添付での申請となっておりますので、内容を読み上げさせていただきます。私は、許可が必要であることを知らずに当該地に土砂を入れ、整地し、駐車場に転用してしまいました。このことについては誠に申し訳なく思っております。今後、このようなことがないように厳重に注意致しますので、今回だけは、何卒寛大なるご配慮をお願いします。とのことです。この件については、資材置場等の転用に該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。この土地は中山間地域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,009㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設、1,009㎡、49.5kW、パネル162枚、着工日、工事期間は許可日より4ヶ月以内、農用地の内外は当初抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。農地法第5条申請について報告します。1番、申請場所は、〇〇〇〇より北へ約2.4km、現況としては既に駐車場になっているということで、事務局のほうから始末書を読み上げていただいたとおりです。隣接状況及び周囲への影響については、東西南北畑ですが、所有者の同意も得られておりますし、〇〇区長さんの同意もあります。転用理由選定理由は、譲渡人は体調不良のため、管理が困難となっていたところ、この度、譲受人との話がまとまり、参拝者用の駐車場用地として転用するものです。転用内容は駐車場（5台分）、切土、盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透とするということで、特に問題はないと思われます。次に2番を説明いたします。申請場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇方面へ走っていきますと、〇〇〇〇に向かって右に逸れて、トンネルをくぐって左に行くと〇〇〇〇、右方向に入っていくと現地につきます。〇〇〇〇の川向かいで、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側、南側は里道、北側は市道と里道となっており、周辺で経済栽培されているような農地というのは、見受けられませんでした。話を聞くと猿も出てきておるということです。水利同意は不要となっています。転用理由選定理由については、譲渡人は市外在住のため、管理が困難となっていたところ、この度、譲受人との話がまとまり、太陽光発電施設

用地として転用するものです。転用内容は太陽光発電施設（パネル162枚設置、49.5kw発電設備）で、一部で40cm程度の切土があります。排水等につきましては、雨水は自然浸透とするとのこと。周辺に農地はありませんし、太陽光パネルを設置しても、影響を与えるということも考えられませんでしたので、問題はないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおりで異議ありません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ありません。

議 長 はい、以上2件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地等売渡あっせん申出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 8ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,220㎡、他1筆、合計4,819㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は300kg、希望価格は960万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,284㎡、作物は何も植えられておりません。希望価格は105万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,091㎡、他1筆、合計6,152㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は900kg、希望価格は100万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この案件は、10年ぐらい前にした、〇〇〇〇の中でも一番新しいパイロット事業の農地です。植えて10年ぐらいなんで、これから収穫とか、お金が上がってくる状態です。〇〇さんは1箇所に固まって、みかんや梅の農地をかなりの面積有しておりますが、お父さんの調子が悪くなって1人ということもあり、この農地の場所が離れているのもあって、1箇所に集中して作業したいということで、あっせんを受けたいということです。以上です。

議 長 はい、2番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この農地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇から北へ約5kmのところにあります。この畑にはみかんが植わっていましたが、老木のため伐採しております。〇〇〇〇さんは高齢で、面積を縮小しようという考えがありまして、この度、荒らす前に売りたいということでございます。畑の向きは北西向きですが、その畑から5、60m直線で前に山がありまして、北西の風は当たらないということです。モノラックもありますし、スプリンクラーもあります。以上です。

議	長	はい、3番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。この農地の場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇へ抜ける道のトンネルがありますが、そのトンネルの手前右の斜面の畑です。畑は北向きか、北西向きです。2筆ですが隣接し合った2筆ということで、面積は約6反と少し、モノラックは2本も通っております。〇〇さんは高齢のため手放したいということですが、つい最近まで頑張って管理されておりましたので、園地としては、非常に優良な園地であろうと思います。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは議案第4号農地等売渡あっせん申出3件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。
委員	全員	異議なし。
議	長	ないようですのであっせんすることにいたします。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	それでは1番は〇〇〇〇の案件ですので、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名にお願いします。2番は、〇〇〇〇の案件ですので、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名にお願いします。3番は、〇〇〇〇の案件ですので、〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名にお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方、大変お忙しいと思いますが、よろしくお願いいたします。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。
松平	係長	9ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 214㎡、他6筆、合計3, 993㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年8月18日、価格は130万1, 750円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。2番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 516㎡、他1筆、合計4, 096㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年8月18日、価格は122万8, 800円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。3番、土地の所在は〇〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1, 108㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和7年8月19日、価格は60万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上3件、ご報告申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1番ですが、7月18日に、〇〇〇〇で、関係者が集まってあっせんを行いました。買受人の〇〇さんにつきましては、以前から、〇〇さんの畑を預かって管理されていたところでございます。この度、話をもっていったところ、あっせんが成立した次第です。以上です。
議	長	はい、2番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。〇〇〇〇の土地につきましても、同日、同所にて、あっ

		せんを行い、成立しました。以上です。
議	長	はい、3番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。8月の19日に、私の自宅に集まっていただいて、あっせんを行ったところ、希望価格の60万円で成立しました。以上です。
議	長	はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
		(なしの声あり。)
議	長	ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。8月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条申請3件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。無ければ、事務局から報告があればお願いします。
松平	係長	(令和7年度農業委員及び農地利用最適化推進委員等研修会について説明)
議	長	10月1日の研修会、皆さん、お忙しいとは思いますが、よろしく申し上げます。他になければ本日はこれで閉会いたします。本日は案件も少ないのもありましたが、かなりスムーズに進んだと思います。ご協力いただきありがとうございました。

〇〇時〇〇分終了